

ハイライト:

- ・文書回答事例の紹介
- ・インボイス導入後の控除できない仮払消費税の扱いについてなど

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶 1

源泉徴収の取扱い
(文書回答事例から) 2

インボイス制度により控除
できない仮払消費税の
扱い等 2

今年は早くから台風の到来が相次ぎ、また「危険な暑さ」を注意する警告が連続して出されました。体温を超えた気温の中活動するのは体力的に厳しいですね。水分をこまめに取り、疲れをためないようにお気をつけ下さい。

第95号では、源泉徴収の取扱い、及びインボイス導入後の免税事業者との取引での仮払消費税について取り上げました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。なお、HPのお役立ち情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。



公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

源泉徴収の取扱い(文書回答事例から)

国税局では、納税者から、申告期限等の前に「具体的な取引等に係る税務上の取扱い」に関して、文書による回答を求める旨の申出があった場合に、文書で回答するとともに、その照会及び回答の内容等を公表するという納税者サービスを行っています。

今回は、その文書回答事例の中から源泉徴収に関する事例を紹介します。

出典:文書回答事例 源泉所得税「報酬の支払者がその受取者に交付する報酬明細書に、当該報酬の総額及び内書として消費税等の額を記載する場合の当該報酬に係る源泉徴収の取扱いについて」

<取引の前提>

X社は居住者であるプロテニス選手Aと専属契約を締結し、毎月Aに対し、各種大会にX社の契約選手として出場すること等に対する報酬を支払う。報酬の支払に際し、Aに対して下記明細書を交付する。Aは、X社に請求書や領収証を発行しない。明細書の内容は下記のとおり。

(単位:円)

項目	金額	内消費税及び地方消費税の額	備考
本件報酬の総額(A)	1,100,000	100,000	—
所得税及び復興特別所得税の額(B)	102,100	—	(本件報酬の総額 - 消費税等の額) × 10.21%
支払額(A - B)	997,900	—	—

なお、送付後、7日以内に誤りのある旨の連絡がない場合、記載内容のとおり確認があったものとみなす。

源泉徴収と対象となる金額は原則として消費税等の額を含めた金額ですが、請求書等において報酬の額と消費税等の額が明確に区分されている場合は、消費税を含めない額を源泉徴収の対象額として差し支えないとされています。

今回のケースでは、Aからの請求書の発行ではありませんが、「なお書き」から明らかとなり、Aの了解を得ることが前提となっていること、また、税抜の報酬額の記載はない状態ですが、報酬総額から消費税額等を控除した金額で源泉徴収額を計算することが備考欄に記載されているため、報酬額と消費税額等とを明確に区分していると考えられることより、消費税を含めない報酬額を源泉徴収の対象とする金額として問題ないかを照会している事案です。

回答としては、「貴見のとおりで差し支えありません」と出されており、インボイス制度導入後は

- ・Aの氏名とインボイス番号の明記
- ・何月分の報酬かの明記(区分記載請求書でも記載は必要です)
- ・適用税率の記載
- ・X社の明記(区分記載請求書でも記載は必要です)

が必要となりますが、源泉徴収の方法としては参考になる回答事例と思われます。

なお、Aが免税事業者の場合にはインボイス番号の記載がなされませんので、当該明細書は適格請求書とはなり得ず、X社では経過措置に従い仕入税額控除の計算を行うことになります。

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！
<https://my-naka.com/>

インボイス制度により控除できない仮払消費税の扱い等

インボイス制度開始後は、免税事業者や消費者など適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則仕入税額控除ができません。ただし、一定期間は免税事業者等からの課税仕入れについて、80%相当額、50%相当額の仕入税額控除できる経過措置が設けられています。

下記に、80%の仕入税額控除ができる期間の税務上の処理について記載しますので、ご参照下さい。

< 例: 免税事業者から令和5年12月1日に器具備品550,000円を取得の場合 >

(誤)

借方	金額	貸方	金額
器具備品	500,000	現預金	550,000
仮払消費税	50,000		
雑損失	10,000	仮払消費税	10,000

(50,000 × (1-0.8))

(正)

借方	金額	貸方	金額
器具備品	510,000	現預金	550,000
仮払消費税	40,000	(50,000 × 0.8)	

2割の控除できない消費税相当分は、取得価額に含めなければなりませんので、ご注意下さい。会計ソフトでの入力上、免税事業者との取引については該当の税区分を必ず選択して下さい。

なお、令和5年9月中の取引について10月に請求を行う場合、インボイス対応は不要です。令和5年10月以降の取引から対象となります。

また下記の場合にはインボイスの保存は不要です。

- ・基準期間の課税売上高が1億円以下の事業者における1万円未満の取引
- ・簡易課税制度適用事業者
- ・2割特例適用事業者(インボイス制度を機に課税事業者になり売上税額の2割を納税額とできる事業者)

記載中の内容についてご質問がある場合はお問い合わせください。

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15

ウイン青山1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル3F

電話 048-816-6180

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp